

な朽くさりて侍けるを、ふきかへんとて、うへを取やぶりて侍けるに、大なるくちなは有けり、何とかえたりけん、おほきなる釘に打付られて、年比はたらきもせで、かくてありける也、其時此堂建立の年記をかぞふれば、六十餘年になりにけり、その間かく打つけられながら生て有ける、命ながさ、おそろしき事也、其蛇の有ける、またの裏板は、あぶらみがきなどをえたるやうにて、きらめきたりけり、略下

〔沙石集 七下〕蛇害頓死事

下野ノ國或所ノ路ノ傍ニ大ナル木ノウツヲヨリ大蛇ノ頭ヲサシ出タルヲ見テ、或ル俗人何ニヲ見ルゾ、ニクキモノカナトテ、矢ヲヌキイダシテ、頸ヲツヨク木ニイツケテ、ウチステ、行程ニ、大キナル沼ノホトリヲ打メグリテスギケルニ、水ノ上ニオヨグ者有、見レバ大蛇ノ一丈バカリナルガ、頸ニ矢ヲチテ、水ノ上ヲオヨギテ來ル、又マテウケテイコロシツ、サテ家へ歸リハテズ、ヤガテヤミクルヒ、種々ノ事ドモイヒテ、狂死ニ死ニケリ、

〔徒然草 下〕龜山殿たてられんとて、地をひかれけるに、大きなくちなは、數もえらすこりあつまりたる塚有けり、此所の神なりといひて、ことよしを申ければ、いかゞ有べきと、勅問ありけるに、ふるくよりこの地をえめたる物ならば、さうなく堀すてられがたしと、皆人申されけるに、このおと○藤原實基一人、王土におらん虫、皇居をたてられんに、何のたゞりをかなすべき、鬼神は邪なしとがむべからず、たゞみな堀すつべしと申されたりければ、塚をくづして蛇をば大井川にながしてけり、更にな、りなかりけり、

〔看聞日記〕永享七年六月廿五日、抑養小鳥ヒハツニ入籠簾代之内ニ鈎、夜付寢時分、鳥共ふためく、南御方指燭を指て一見口クチ繩籠内ニ入、ウソ一吞畢、又ウソ一、ヒハ一死、言語道斷、驚畏、雜男共參、口繩打殺畢、ウソ一、ヒハ一希有ニ生、自餘三ハ死畢、不便云々、口繩所行可恐々々、